

【足立区地域保健福祉推進協議会「子ども支援専門部会」】会議録

会 議 名	足立区地域保健福祉推進協議会「子ども支援専門部会」 (令和7年度第3回)
事 務 局	子ども家庭部 子ども政策課
開催年月日	令和8年3月17日(火)
開催時間	午後2時～
開催場所	足立区役所 13階会大会議室A
出席者	(計22名) (部会員) 齊藤多江子、小林尚子、片野和恵、西方榮、石鍋一男、 笠井健、荒井広幸、神保義博、楠山慶之 (特別部会員(意見表明者)) 小谷博子、中嶋篤子、高祖常子、小林昇、田島のぞみ (事務局) 中島子ども政策課長 (関連部署) 齊藤保育・入園課長、樋口私立保育園課長、 小田川幼稚園・地域保育課長 久保田学童保育課長、小森こども家庭相談課長、 濱田子どもの貧困対策・若年者支援課長、 三品保健予防課長 (敬称略)
欠席者	馬場新太郎、山口真弘、三浦昌恵、住谷恵子
会議次第	別紙のとおり
資料	議事内容(議事要点・決定事項・調査事項・問題点・特記事項・次回予定・その他) 1 審議・調査事項 (1) 乳児等通園支援事業所の認可・確認手続き等について ＜子ども家庭部 保育・入園課ほか＞ (2) 保育提供体制の確保のための「実施計画」について ＜子ども家庭部 保育・入園課ほか＞ (3) 就学前教育・保育施設整備交付金の申請案件(整備計画)について ＜子ども家庭部 私立保育園課ほか＞ (4) 特定教育・保育施設(認可保育所)の利用定員の確認について ＜子ども家庭部 私立保育園課ほか＞

	<p>(5) 特定教育・保育施設（私立幼稚園）の利用定員の確認について <子ども家庭部 幼稚園・地域保育課></p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 足立区におけるこども誰でも通園制度の実施内容について <子ども家庭部 保育・入園課ほか></p> <p>(2) 令和8年度学童保育室の入室申請受付状況等について <子ども家庭部 学童保育課></p> <p>(3) 足立児童相談所内へのこども家庭相談課の係新設について <子ども家庭部 こども家庭相談課></p> <p>(4) あみだ橋公園内の児童相談所関連施設の返還について <子ども家庭部 こども家庭相談課></p> <p>3 情報連絡事項</p> <p>(1) 足立区子ども・若者計画の策定に伴うパブリックコメントの実施結果及び寄せられた意見に対する区の考え方について <あだち未来創造室 子どもの貧困対策・若年者支援課></p> <p>(2) 「東京都出産・子育て応援事業～赤ちゃんファースト+（プラス）～」（都独自）について <衛生部 保健予防課></p> <p>(3) 足立区子ども施設指定管理者の評価結果について <子ども家庭部 私立保育園課></p> <p>(4) 足立区立学童保育室の指定管理者業務評価結果について <子ども家庭部 学童保育課></p> <p>(5) 学童保育室運營業務委託の公募プロポーザルによる事業者の特定結果について <子ども家庭部 学童保育課></p> <p>(6) オレンジリボン・児童虐待防止キャンペーンの実施結果について <子ども家庭部 こども家庭相談課></p>
そ の 他	

様式第2号（第3条関係）

（審議経過）

中島子ども政策課長

皆様、こんにちは。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は年度末のお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。足立区地域保健福祉推進協議会子ども支援専門部会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます。子ども政策課の中島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、事務局よりおわび申し上げます。このたび、事前資料の送付が遅くなってしまい、御質問をいただくまでの時間がかなり短くなってしまいました。皆様には大変御苦勞をおかけしました。この場をお借りして、おわび申し上げます。

なお、本日の審議会で質疑応答の時間を設けますので、もし間に合わなかった方がいらっしゃいましたら、御質問いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料の確認をさせていただきますが、本日の資料お持ちでしょうか。お持ちでない方は事務局までお申し出ください。

また、本日の机上に配付させていただいた資料ですが、別紙1の子ども支援専門部会の委員名簿、別紙2の事前質問・回答表一覧、情報連絡事項1の会議資料及び別添資料になります。こちらは、事前送付が間に合わなかった分になります。

このほかに閲覧用として、第3期足立区子ども・子育て支援事業計画、こちらの青の冊子がございます。

以上が本日の資料になりますが、過不足ありませんでしょうか。

それでは着座にて進めさせていただきます

す。

議事の進行につきましては、従来どおり、審議・調査事項と報告事項のみ、事務局より御説明いたします。

情報連絡事項に関する案件につきましては、事前に御覧いただいていることを前提に説明を割愛させていただきますが、一括質疑のお時間を設けさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより子ども支援専門部会を開催いたします。

この支援専門部会につきましては、足立区地域保健福祉推進協議会の子ども支援専門部会設置要綱第5条第1項により、過半数の出席により成立いたします。

本日の出席委員は、過半数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

また、本日の会議は、足立区地域保健福祉推進協議会の公開要綱に準じて、傍聴席を設けさせていただいております。会議中は、録音、写真、ビデオ撮影は禁止となっておりますので、御理解のほどお願いいたします。

なお、会議録作成のために事務局で録音をさせていただきます。恐れ入りますが、御発言の際はお名前を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、齊藤部会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

齊藤部会長

皆様、こんにちは。

年度末のお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、本日の案件、審議・調査事項5件、報告事項4件、情報連絡事項が6件となっております。

終了時刻は午後4時頃を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

各項目の御審議に当たりまして、委員の皆様様の御協力をよろしくお願ひいたします。

議事の進行につきましては、審議・調査事項と報告事項のみ、事務局より説明いただきます。

それでは、審議・調査事項の(1)乳児等通園支援事業の認可・確認手続き等についてを齊藤保育・入園課長よりお願ひいたします。

齊藤保育・入園課長

それでは、資料1ページを御覧ください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

いよいよ4月から始まります、こども誰でも通園制度を開始するに当たりまして、区が実施施設の認可及び確認を行う必要がございます。それに伴い、お手元に参考資料としてお配りしています、子ども・子育て支援事業計画の中にも、追記を一部させていただく必要がございますので、御審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

項番1、こども誰でも通園制度を実施する事業所の認可、確認手続きについてですが、62施設から手を挙げていただいております。

認可と確認につきましては、(2)番に記載をしており、児童福祉法に基づく認可と子ども・子育て支援法に基づく確認をさせていただきます。

詳細につきましては、3ページの別紙1に記載のとおり、条例に基づいてそれぞれ認可、確認をさせていただくものでございます。

それぞれ令和8年4月1日に認可をし、4月の事業開始に向けて、遺漏のないように現在進めていきたいと思ひます。

そして、2ページ目につきましては、子ども・子育て支援事業計画に追加する内容を記

載させていただきました。

どこの施設から手を挙げていただいたかにつきましては、4ページ以降の別紙2に全ての施設一覧を掲載しております。

大変恐れ入ります。そのうち、12ページの61番ちぐさ保育園カノン千住園ですが、ゼロ歳児、1歳児、2歳児、それぞれ定員1ずつで、合計3と記載しておりますが、園からの変更連絡がございまして、ゼロ、1、2、合わせて定員1ということで、この場で訂正させていただきたいと思ひます。御審議よろしくお願ひいたします。

齊藤部会長

ありがとうございました。

この案件については事前質問がありますので、回答お願ひいたします。

小田川幼稚園・地域保育課長

中嶋委員からいただきました御質問の中で、幼稚園の誰でも通園制度の利用とプレの利用は同じなんでしょうか。もし同じ場合、対象は保育施設未利用児となると思ひます。小規模に通園している2歳児が年度後半に幼稚園のプレに通うケースが多いのですが、今後は通えなくなるのでしょうかというご質問を頂戴しております。

回答といたしまして、プレ保育は、各幼稚園が独自に実施している取組ですが、その内容がこども誰でも通園制度の要件を満たす場合には、当該プレ保育をこども誰でも通園制度として実施することが可能となります。

その場合、こども誰でも通園制度として実施するプレ保育は、制度の対象が保育所等を利用していない児童に限られるため、小規模保育の在園児は御利用いただけません。

一方、こども誰でも通園制度として実施していないプレ保育については、各幼稚園の受

入れ方針によりますが、小規模保育の在園児も利用できる場合が一般的となります。

以上でございます。

齊藤保育・入園課長

続きまして、残り2つの質問については、保育・入園課長からお答えさせていただきます。

まず、1つ目ですが、配置基準の人数、配置人数の説明をお願いしますという御質問をいただきました。

こちらにつきまして、誰でも通園制度のやり方は2種類あり、一般型で実施するのか、余裕活用型で実施するのかという、2パターンに分かれてきます。

まず、余裕活用型で実施する施設については、特に人数の詳細な基準や面積についての要件はなく、今の活用している保育の中で、余裕がある人員のところを受け入れていただくというものになります。

一方の一般型については、通常の保育とは別にお子さんをお預かりすることになりますので、お預かりするお子さんに必要な面積を満たしているか、または、お子さんをお預かりするときに保育士の配置基準を満たしているか、そういった確認をする条例になってございます。

続きまして、もう一つの御質問ですが、区立保育園では、利用者をより増やすために半年ごとに対象者を入れ替えます。ほかにどんな方法がありますかという御質問をいただきました。

私どもとしては、より多くの方を受け入れる手段として、入替えが現時点での最善と思っております。

区立園について、来年度につきましては、半年に1回入れ替えるとしていますが、もし、より多く受け入れる、かつ、1つの施設をよ

り長く使っていただくということがあれば、四半期に一度にするなどが今考えられる最善の方策と考えております。

あとは、受け入れてくれる施設をより増やしていくに尽きると思っております。

以上です。

齊藤部会長

ありがとうございました。

それでは、この案件について御意見等ございますでしょうか。

中嶋委員。

中嶋委員

小規模保育室連絡会の中嶋です。

まず、質問ナンバーの2で、配置基準表の見方について御質問したいのですが、うちの保育園は、たまたま一般型ができ、施設や設備等に余裕があるというのと、もう一人職員を雇用して対応するという意味合いも含めて、一般型に手を挙げさせていただきました。

誰通のための職員を1人固定しなくてはいけないのか、それとも、例えばゼロ歳、1歳、2歳、19名の定数の園児がいて、そこに、1人を追加した20人の職員体制を取ればいいのか。

例えば、園児19名で配置基準が5.7人になったから、職員体制を6人にします。そこに誰通のための職員を1名配置すると、7名配置しないといけなくなりますが、合わせて20人で職員数をカウントするのであれば、6.1人ぐらいとなります。そのカウントの仕方が分からないんです。

回答は後でも大丈夫です。実際、保育するに当たり、保育は在園児と混合で良いとなっているので、そこだけ教えていただければと思っています。

次に、事前質問の3番目ですが、誰通をど

う展開していくかいろいろシミュレーションをして園内で検討しました。その結果、内閣府も言っていますが、食事をさせなくてもいいと書いてあります。確かに食物アレルギーがあつたりするので、食事を保育園で提供するの、かなりリスクなところもあるので、ヒアリングを丁寧にしたり、事前に食物アレルギーを伺ったり、あるいは離乳食の進行度合いがどの程度なのか伺ったりと、手間がかかる。それなら午前中のみんなと一緒に活動する一番楽しい時間帯に通園していただければいいなと考えたら、9時から11時ぐらいの2時間になります。

1回2時間で月に10時間まで利用できるから、例えばAちゃんが火曜日に来たいと言って、半年ごとの入替えをせずに1年使うとしたら、週が5日しかないから、誰通を5人しか利用できないという可能性があるんですね。

果たしてそれでいいのかと思ったものですから。以前、10時間は短いという検討があったと思いますが、いざ誰通の性格からすると、10時間が結構多く感じて、ちょっと悩みどころです。定期的な入替えを足立区として方針を取るのであれば、区立保育園だけでなく、何か月ぐらいが利用期間ですよというのがあってもいいのではないかと思いはじめました。

齊藤保育・入園課長

中嶋委員からの1つ目の質問については、条例等も照らし合わせながら、また後ほど回答させていただきます。

また、やり方については、確かにお子様の成長のための制度になっているので、どういったやり方をするのかは、始めてみないと分からないなというのが正直なところですよ。

10時間というのが短いのではないかと

だ、時間数を延ばすと、利用できる方が少なくなってしまうというところもありますので、ひとまずは10時間から始めてみようということです。

このやり方も、区が理想として掲げるのではなく、現時点では施設ごとに異なるやり方でスタートするのも良いということで、区立園については半年入替えで、2.5時間と5時間のモデルケースをつくらせていただいています。

来年度、保護者の方の利用実態について半年ぐらいを目途に調べたいと思っているので、それを踏まえた上で、各施設の方たちがよりよく実施できるような制度構築の参考にしていただきたいと考えています。

中嶋委員

施設のほうで独自に決めて実施していいというお言葉でいいんですかね、今のは。

齊藤保育・入園課長

少なくとも来年度については、そのようにお願いしております。

中嶋委員

分かりました。ありがとうございます。

齊藤部会長

ほかに御質問ありますか。

高祖委員。

高祖委員

高祖です。

3つ目の御質問で、半年ごとに対象者を入れ替えるというところ。今も話がありましたが、保育園でもそうですけれども、親が働いているから預けるというスタンスが、誰通は子どもの権利としての保育・教育という考え

方なので、半年ごとに入れ替えて、じゃ、あなたはもうこの園に来ないでねというふうに、継続した保育ができないということは国が決めていないですよ。

齊藤保育・入園課長

決めていないです。

高祖委員

決めていないですよ。だから、私はすごく違和感があって、何でそういうふうにするのかなというのが1つ感じているところです。

それと、もう一つは、今も中嶋委員からお話がありましたけれども、長さの問題。国のほうで10時間と決めているので、そこは国がそう決めているからしょうがない部分もあると思うんですけども、今モデルケースでお話しされていた、5時間のケースだと、月に2回しか通えないわけですよ。

子ども側の権利としての保育と考えると、月に2回だけポンポンと行って、それが子どもの成長発達というところから見たときに、やっぱりそれはあまりにも短いのではないかなと私自身は思っていて、揃えろという意味ではないですけども、多摩市は1か月で160時間にするそうです。御存じかもしれないんですけども。

それは、多摩市が独自にやっている支援策なんですけど、やっぱり誰通というのは、通っていない子どもの保育保障とか、虐待などでの所在不明児を拾ってくるとかを考えると、私は足立区として、もうちょっと通園時間を増やしていくとか、子どもの育ちを支えるという部分の施策が欲しいなということを意見ですが思っています。

以上です。

齊藤保育・入園課長

御意見ありがとうございます。

私たちも、10時間が短いのではないかと、制度設計の期間悩みました。

ただ、ニーズ調査を基にこの制度を設計するに当たっては、1,800人の方が使ってみたいという結果が出ているという中で、より多くの方に使っていただくことを考えて、10時間でまずはスタートをさせていただきます。時間が短いというのは、本当に私たちも感じています。

時間数を長く取れば、その分、希望しても誰でも通園制度を利用できない方が増えてしまうという中で、まずは、より多くの方に制度を利用していただくところから始めたく、確かに高祖委員のおっしゃるように、子どもの成長という意味では全然足りないというのは、認識としてあります。

ただ、一方で、より多くの方をすくい上げるという意味で、まずは、来年度は10時間というところでスタートをさせていただければと思います。

半年ごとの入れ替えにつきましても、繰り返しですが、より多くの方に利用していただくという意味で、公立については半年で一旦区切って、要は、半年で区切れば、倍の人数が使えるというところで、考えています。

楠山委員

子ども家庭部長です。

補足させていただきますと、半年というのは、人数がいっぱい来るから半年にしようという話です。

例えば10人しか来ませんでしたとなれば、別に半年にする必要ないわけです。なので、まずは様子を見るために、今の段階では半年としています。

ただ、今も登録者数は幼稚園を合わせて

300人ぐらいなんです。思ったより少なく、半年じゃなくなるかもしれないので、今の段階ではやり始めてみないと分かりません。今の段階では、こういう形で設定させていただいているという趣旨でございます。

高祖委員

あともう一個、すみません。

対象事業者が手挙げ形式なんですかね、62施設あったということで、これは肌感覚としては多く挙げていただいてよかったなと思うんですけども、地域のばらつきによって、希望する方が近くに施設がなくて困るというようなことがないように、区のほうからお話ししていただくなり、なるべく保護者の方が通いやすいように、ぜひ補充していただきたいなと思います。

以上です。

齊藤保育・入園課長

施設の偏在については、解消をしていきたいと考えております。御意見ありがとうございます。

齊藤部会長

ほかにいかがでしょうか。

小林尚子委員

民生・児童委員の小林と申します。よろしくお願いたします。

3ページにある設置基準についてお聞きしたいんですが、満2歳未満が1.65平米でと、いろいろあるんですけども、一般的に考えて、すごく狭い気がしました。

それで、次のページの例えば伊興保育園などでは、6.6平米のところは7.46平米で、適合だとなっていますけれども、4畳くらいの大きさなんですよね。ですから、一般的に

考えて、2人のお子さんを預かるのに、ちょっと狭いんじゃないかなと考えてました。

この設備基準という、これはいつ頃決まった基準なのかということをお聞きしたいなと思います。

齊藤保育・入園課長

実は、この設備基準なんですけれども、通常保育の保育室と同じ基準で設けさせていただいております。なので、こども誰でも通園制度だからこの面積なのかというわけではなく、今の開所している保育所につきましては、全てこの認可の設置基準で運用しているところです。

小林尚子委員

これっていつ頃決まった基準なんですか。

楠山委員

子ども家庭部長です。

これは国の基準と同じです。

齊藤部会長

ずっと変わっていませんね。

小林委員

国の基準だそうですが、お子さんを預かるには狭いんじゃないかなと感じました。

以上です。

齊藤部会長

田島委員。

田島委員

特別部会員の田島と申します。いつもありがとうございます。

私は子育て当事者で、全然知識がなくて聞いているので、ずれているかもしれませんが、2点ありまして、この対象事業者数が今回62施設集まったというのは、足立区の保育施設の大体何%ぐらいなのでしょう。

あと、この周知というのは、対象年齢のお子さんがある御家庭にどういうふうに周知なさっているのかなと思ひまして、お伺いできればと思ひます。

齊藤保育・入園課長

全保育、就学前施設が大体350ぐらいあるので、2割ぐらいかなというふうに考えています。

周知につきましては、おやこ手帳というアプリで配信させていただいているのと、ポスターとチラシを作成いたしましたので、より通われていない方が利用するような、保健センターや住区センターに掲示をさせていただいております。

田島委員

例えば母子手帳をもらうときにも周知があるんですか。

齊藤保育・入園課長

保健センターには掲示していますが、個々のお渡しするものの中には、チラシは入っていないかもしれないので、今後対応を検討いたします。ありがとうございます。

齊藤部会長

ほかに御意見いかがでしょうか。

よろしいですかね。

施設の数、特に私立認可保育所が3園というのが気にはなるところで、状況をキャッチしながら、希望を聞きながら、今後変化をしていくと思ひますが。

とはいっても、やはり受皿がないと、いろんな形を取れないと思ひますので、特にこの3園しかないということは、やっぱり何らか受けるのが難しい状況が園さんの中にあるんだろうなと思ひますので、そのあたり、どういう形になれば受け入れることができるのかというのは、何かありますか。

樋口私立保育園課長

私立保育園課長、樋口です。

今、部会長がおっしゃったように、私立認可については、この数だけで今動いている状況です。

今回、何で手がこんなに挙がらなかったというところは、私立認可については、基本的には一般型、要は専用室を設けてやっていただくことが前提でしたので、なかなか手が挙がらなかったというのもあります。

どうして一般型にしたかというところ、実際に保育事業者から聞くと、まだどういう事業か分からず、心配な点が多いというところで、余裕活用型のように一般保育の中で受け入れるには、少し躊躇しているという点がありました。そのため、まずは一般型で都度観察させていただいて、令和9年度からは、余裕活用型も含めて受入れを増やそうと、計画しているところでございます。

齊藤部会長

よろしくをお願いします。

では、本案のとおり進めていくという形で異議ありませんでしょうか。

では、異議なしということで進めさせていただきます。

次に、審議・調査事項の2です。

保育提供体制の確保のための「実施計画」について、齊藤保育・入園課長より説明をお願いいたします。

齊藤保育・入園課長

続きまして、13ページをお開きください。

こちらについて、例年、国に自治体から補助金の申請をしていますが、令和8年度から、国通知に基づいて、保育提供体制の確保のための財政支援を希望する自治体については、市区町村子ども・子育て会議でしっかりとお諮りをして、承認を得たものについて提出しなさいと国から通知がありました。そのため、今回、審議・調査事項をあげさせていただいているところでございます。

実際に足立区として国に要望する財政支援といたしましては、項番2に記載をさせていただきました。継続するものが2件、新規の財政要望が1件、今回の申請予定でございます。

まず、継続のものですけれども、保育士の宿舍借り上げ支援事業、こちらにつきましては、お子さんをお預かりする施設の安定した施設運営が求められます。あとは保護者支援です。施設がしっかりと運営できていれば保護者支援にもつながりますから、そういった意味で、保育士の宿舍借り上げ支援事業、こちらを国に財政支援ということで要望をしたいと考えてございます。

続きまして、(2)番につきましては、都市部における保育所等への賃借料支援事業、こちらは新規で要望を上げさせていただこうと考えてございます。

また、令和8年4月に新規の保育所を開設する予定です。こちらについては、年度の当初、特に3歳児から5歳児クラスの定員が埋まらないことが想定されますので、そういった意味で、固定費、賃借料を国で補助してもらうように求めていきたいと考えてございます。

そして、(3)番が、こちら継続の財政支

援を求めるものですが、利用者支援事業といたしまして、保護者の方にきめ細やかな相談支援体制の整備が必要となってまいります。

今現在、区で保育コンシェルジュという専門職員を配置して、窓口で保護者の方の相談を受けていますが、その事業を安定的に推進するため、国の財政支援を求めてまいりたいと思っています。

結論、3つを財政支援として国のほうに求めてまいりたいと思います。御審議をよろしくお願いいたします。

齊藤部会長

ありがとうございました。

この案件については事前質問がありますので、お願いいたします。

樋口私立保育園課長

私立保育園課長、樋口でございます。

事前質問をいただきましたナンバー4番、保育士宿舍の借り上げ事業についての事業内容と効果についてという御質問をいただいております。

事業の内容としましては、保育事業者が保育士を住ませるために住居を借り上げた場合の、その費用を補助するものになっております。区としましては、上限額の8万2,000円のうち、8分の7を補助するというものになっております。

効果としましては、令和6年度は利用が732人と、かなり多くの方に利用いただいておりますので、この財政的支援によって保育士の方も、家賃を払わないで済むというのがあり、職場定着にもかなり寄与しているものと見ております。

以上でございます。

齊藤保育・入園課長

続きまして、田島委員から御質問をいただきました。ミスマッチについて、具体的に区内だとの辺りですかという御質問です。

年によってばらばらなので、一概にこの地域ですと申し上げられないところではあります。令和7年4月時点では、待機児童が西新井、島根、竹の塚、舎人地域で発生をいたしました。

あとは、綾瀬や六町、鹿浜でも待機児童が発生している状態でございます。

そのため、1つの保育園に入れない方がいると、順番にミスマッチがどんどん生じてきてしまうという実態があります。

齊藤部会長

では、この件について御意見等ありますでしょうか。

小谷委員

東京未来大学の小谷です。学生、奨学金の援助みたいなのをやっていた記憶があり、足立区で就職したら奨学金のサポートをしてくださるというものでしたが、これはこちらとは関係ないのでしょうか。教えてください。

樋口私立保育園課長

今回、この実施計画では国の補助金を受ける事業が対象になります。奨学金の返済事業は区が独自でやっている事業なので、ここには載っていないということになります。

小谷委員

ありがとうございます。区としては継続されるのでしょうか。

樋口私立保育園課長

来年度も予算要求をさせていただいているところです。

小谷委員

ありがとうございます。

齊藤部会長

ほかには。

田島委員

すみません、先ほど私が聞かせていただいた財政支援の(1)で、保育士宿舎借り上げ支援事業で、これは幼稚園とかも含まれるものなのかというのと、区内でこの宿舎を貸している幼稚園というか、保育施設はどれぐらいあるのでしょうか。教えていただければ幸いです。

小田川幼稚園・地域保育課長

先に幼稚園のほうに関しまして、幼稚園・地域保育課長からお答えさせていただきます。

幼稚園に関しましても、保育園並みに預かり保育を長時間やっていたいている園を対象に家賃補助、住居の借上げ支援を行っております。

令和6年ですと、29園で96人の幼稚園教諭の方が御利用いただいております。こちらに関しましては、全て区の予算のほうで行っております。

田島委員

これって、宿舎を園が先生の代わりに借りてあげているということですね。

樋口私立保育園課長

そうですね。これは個別の事情にもよりますが、基本的には園が先に用意している宿舎や、普通の賃貸アパートの1室を借りて、保育士さんをそこに住ませる。要は住

宅を用意してあげているというイメージです。

田島委員

それが、どれぐらいの園がこの事業を利用なさっているのでしょうか。

樋口私立保育園課長

園数までは手元にないですが、ほとんどの園で活用されていると思います。

田島委員

すごい、いいですね。いいと思いました。引き続きお願いします。ありがとうございます。

齊藤部会長

ほかにはいかがでしょうか。
高祖委員。

高祖委員

保育コンシェルジュが足立区独自でとてもいい制度だと思います。実は娘が利用させていただき、窓口でお話を伺わせていただいたんですけども、いろいろ制度が複雑なのはもちろん足立区だけの問題じゃないとは思いますが、個人の力量によって分かりやすい説明だったり、相手の困り事に対する的確な答えだったり、分かりづらい印象も受けたので、ぜひ、そこは質の均一化、向上をしていただければなど、お願いでした。失礼しました。

齊藤部会長

ほかにはいかがでしょうか。
よろしいですか。
なければ、本案のとおり進めていくということで御異議ありませんでしょうか。

では、進めさせていただきます。

次に、審議・調査事項3、就学前教育・保育施設整備交付金の申請案件（整備計画）についてを樋口私立保育園課長より説明をお願いいたします。

樋口私立保育園課長

よろしく申し上げます。件名、所管部課名は記載どおりでございます。

本件は、先ほどの実施計画と同じように、施設整備の国庫補助を受けるために、先ほど同様に子ども・子育て会議にかける必要があるということで、今回案件を提出させていただいたところでございます。

内容としましては、令和8年度は3施設の改築を予定しているところでございます。

(1)が聖華こども園、2番目が聖保育園、3番目が東京白百合幼稚園という、3施設の改築を予定しているところです。

老朽化等による建て替えというところで、3案件を提出させていただく予定でございます。

26ページ、別紙1には、各施設の詳細、交付基準予定額等を掲載させていただいております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

齊藤部会長

では、御意見等ございますでしょうか。

では、本案のとおり進めていくということをお願いいたします。

では、次に、審議・調査事項4、特定教育・保育施設（認可保育所）の利用定員の確認について、樋口私立保育園課長より説明をお願いいたします。

樋口私立保育園課長

では、27 ページをお開きください。件名、所管部課名は記載どおりでございます。

項番 1 番の新規に設置する認可保育園になります。

こちらが、千住橋戸町に新しくタワーマンションが出来上がりますので、その 1 階に保育所を設置するものでございます。

定員は 60 名を予定しております。

運営会社は株式会社パソナフォスター、都内でも何園か保育所を運営している事業者になっております。

項番 2、これは運営事業者が替わるために、今回案件として提出させていただいているものでございます。

対象の園が、ソラストたけのつか保育園とソラストあだち東和保育園という 2 園になりまして、現在運営しておりますのが、株式会社ソラストというところが運営しておりますが、この株式会社ソラストが子ども事業のための完全子会社を設立しまして、株式会社ソラスト・キッズ・ネクストという子会社に保育事業を譲渡するために、認可と確認手続が必要になったものでございます。

定員と、あと内容の園長、保育士等は特に変更がないという状況でございます。

別紙 28 ページ以降については、新しく保育園ができる千住の利用見込み、29 ページ以降については、認可申請で提出いただいた書類等を添付させていただいているところでございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

齊藤部会長

ありがとうございました。

この案件については事前の質問がありますので、回答をお願いいたします。

齊藤保育・入園課長

御質問についての回答でございます。

結論を言うと、算出の方法が異なっているというのが、数字の差異の原因になります。

まず、28 ページに載せさせていただいているこの数字については、その地域に待機児童が将来的に発生しないかというところを最大限人口の予測をしながら計算させていただいている数字になります。

一方で、さきに御報告させていただいている資料の 19 ページの数字につきましては、国の算出基準が、この表を埋めてくださいというものに基づいて算出をしている関係で、同じ千住地域であっても数字の差異が出ている結果になっております。

以上です。

齊藤部会長

ありがとうございました。

では、この案件について御意見等ございますでしょうか。

高祖委員。

高祖委員

ここで言うべきことなのかよく分からないんですけども、新規に開園するとか事業者変更ということに対しては、異論はありません。

ただ、さっきもありましたけれども、待機児童が依然としてある地域や、少子化によって定員割れしてきているところは、全体のバランスを見た上で、企業主導型の地域枠をうまく活用いただきながら、待機児童が出ないような環境づくりをしていただきたいなと思っております。

すみません、以上です。

齊藤部会長

ほかにはいかがでしょうか。

大丈夫そうですかね。

なければ、本案のとおり進めていくということで御異議ありませんか。

では、異議なしということで進めさせていただきます。

次に、審議・調査事項5ですかね。特定教育・保育施設（私立幼稚園）の利用定員の確認についてを小田川幼稚園・地域保育課長より説明お願いいたします。

小田川幼稚園・地域保育課長

件名、私立幼稚園の利用定員の確認について、37 ページ目を御覧ください。

学校法人はなぞの学園、はなぞの幼稚園につきましては、令和8年4月1日より、現在の私学助成園から、子ども・子育て新制度への移行を希望されております。

項番1の(3)現在の認可定員を260人から、(5)の最近3年間の利用実績に鑑み、(4)の利用定員を104名に変更し、施設給付費の単価水準を決定してまいります。

項番2の利用定員の確認につきましては、職員配置及び面積基準等を区が確認した結果、新制度への移行は問題ないと認識しておりますので、御審議のほどお願いいたします。

齊藤部会長

この件について、御意見等ありますでしょうか。

よろしいでしょうかね。

では、なければ、本案のとおり進めていくということで御異議ありませんか。

では、お願いいたします。

次に、報告事項に入ります。

報告事項1、足立区におけるこども誰でも通園制度の実施内容について、齊藤保育・入園課長より説明をお願いいたします。

齊藤保育・入園課長

では、恐れ入ります、38 ページをお開きください。

先ほど御審議いただきました内容について、重複するところについては、恐れ入ります、御説明を割愛させていただきます。

誰でも通園制度につきましては、実施する事業者に対して運営費の補助の制度がございます。こちらをまとめさせていただいているのが、項番2になります。

運営費と開設準備経費として補助金を、施設に出す仕組みになってございます。

詳細につきまして、運営費のほうは(1)番のところ。事業者経費として、主に公定価格の部分と運営費補助の部分がございます。

公定価格については、国と都・区で、それぞれ3者で補助をさせていただくスキームになってございます。

一方の運営費補助につきましては、東京都の補助金事業がございますので、実際に誰でも通園制度を開所した日数に応じて、上限額は決まっておりますが、この金額が補助される仕組みになってございます。

続きまして、39 ページのほうには、今後のスケジュールを記載させていただきました。本日の審議のほうの御承認を得ましたので、3月25日の地域保健福祉推進協議会で認可確認のための報告をさせていただきまして、4月から実施をさせていただき予定でございます。

報告は以上です。

齊藤部会長

ありがとうございました。

次に、報告事項2、令和8年度学童保育室の入室申請受付状況等についてを久保田学童保育課長より説明をお願いいたします。

この案件については事前質問がありますので、回答をお願いいたします。

久保田学童保育課長

それでは、ページをおめくりください。
項番1でございます。

学童保育室、来年4月に向けて新たに9施設、受入れの可能数として282人増やしたところですが、申請者数も昨年よりも82人多く伸びているという状況でございます。つい先日、追加の受付申請を行いまして、調整を行っているところです。

続きまして、項番2です。

医療的ケア児童の受入れというところで、現在、小学校や保育園で15名のお子さんが医療的ケアを受けていますが、この保護者の方々に状況を確認しまして、来年度は2名、学童保育室でも医療的ケア児を受入れということになりました。

ケアの内容としましては、血糖値の測定とインスリン投与で、このケアを実施する際には、小学校に派遣される看護師さんが学童保育室に来てケアをするということで、調整を進めているところです。

続きまして、ページをおめくりいただきまして、項番3になります。

学童保育室の中で、直営学童保育室が4施設ありますが、来年度4月から特別延長保育を始めます。通常ですと18時までの保育ですが、1日保育の際は朝8時から19時までということになります。

今後の方針ですが、整備がまだまだ足りないところございますので、小学校内、民設ともに進めていくのと、医療的ケア児につきましても、お子さんの状況に応じて受入れのほうを調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

齊藤部会長

ありがとうございました。

久保田学童保育課長

田島委員より、特別延長保育を始める4校がどういった経緯で選ばれたかというところと、今後拡大を目指していくかという御質問をいただいております。

この4校は、区の職員が直接運営をしている学童となります。特別延長保育をするには、シフトを組むなど、体制が整っていないと難しいところがありますが、職員体制を整えることができましたので、新たに始めるところでございます。

また、このほかに、例えば項番1でお示した新しく開設する9施設については、全て特別延長保育も始めからできる形で行っており、引き続き区内の実施設を増やしていきたいと考えております。

以上でございます。

田島委員

ありがとうございます。

齊藤部会長

ありがとうございました。

次に、報告事項3、足立児童相談所内へのこども家庭相談課の係新設についてを小森こども家庭相談課長より説明をお願いします。

小森こども家庭相談課長

資料42ページをお開きください。

足立児童相談所内に、私どもこども家庭相談課の係を新設することによりまして、児童相談所とのさらなる連携強化を図ってまいりたいという御報告でございます。

足立区では、既に令和6年10月から分室

を設置いたしまして、職員3名体制で虐待の初期調査の協力をさせていただいております。

4月1日からは、先ほどお伝えしたように、6名体制で係を設置いたしまして、従来の業務に加えまして、実際のケースワーク業務を行っていくというものでございます。

なお、こちらの係で取り扱う案件、ケースといたしましては、児童相談所が通告を受けたもののうち、近隣からの泣き声通告や、お子さんの目の前で夫婦げんか、いわゆる面前DVというものですけれども、こういった案件を取り扱うというものでございます。

簡単ですが、報告、以上でございます。

齊藤部会長

ありがとうございました。

次に、報告事項4、あみだ橋公園内の児童相談所関連施設の返還についてを小森こども家庭相談課長より説明をお願いいたします。

小森こども家庭相談課長

資料44ページ、お願いいたします。

足立の相談所の裏手にあみだ橋公園という公園がございます。平成30年に、児童相談所建て替えに伴いまして、仮設の一時保護所が設置されております。こちら民間の保護施設ですけれども、こちらが近隣からの、協定を結びまして、令和9年度末で解体をして、区に返還するというお約束になっておりまして、東京都にも確認し、計画どおり進んでおりますという御報告でございます。

なお、今週末には、西新井地区の町会、自治会の会合がございますので、近隣の住民の皆様にも丁寧に御説明しながら、また引き続き進めてまいりたいという御報告でございます。

以上でございます。

齊藤部会長

ありがとうございました。

報告事項の説明は終わりました。

情報連絡事項に入る前に、この報告事項についての質疑の時間を設けさせていただきます。

御質問や御意見等ありますでしょうか。

中嶋委員。

中嶋委員

小規模保育室連絡会の中嶋です。

ページ38のこども誰でも通園制度の実施内容についての項番号2の(1)運営費のところですが、運営費の表の見方で、上は、アの公定価格とイの運営費補助というところは分かりました。その中間に書いてある、年間実施日数に応じた補助基準額を設け、実費と比較し少ないほうの額を補助と記載があり、この実費というのは何をもっての実費にするのでしょうか。

樋口私立保育園課長

私立保育園課長、樋口です。

誰でも通園制度を運営するために必要な経費と言われておりますので、基本的には、そのために雇用した保育士の人件費や、あとは備品や消耗品等が対象になってきます。

中嶋委員

この事業が最初議論され始めたときに、この項目はなかったかと思うんですが、いつ入ったのでしょうか。

樋口私立保育園課長

私立保育園課長、樋口です。

項目としては、東京都の多様な他者の事業

の補助金になりますので、これは令和7年度もやった補助金ですので、そこは、当初から誰でも通園制度に充てられるのではないかという都からの話があったので、当初からこれは想定していた部分です。

そのため、恐らく出してきた資料には、都の補助金等を活用した事業補助というところをいろんな場面では御説明していたと思います。

中嶋委員

でも、この文章は入っていなかったですね。

樋口私立保育園課長

年間比較してというところですか。そこは書いていなかったかもしれないです。

齊藤保育・入園課長

東京都の補助金のスキームがどういう形になるか示されたのが、本当に直近でした。逆に言うと、その示される前に、事業者の皆様には不確かな情報をお渡しするわけにはいかないのも、もしかしたら初めてお目にする形になってしまったかもしれません。私たち自身も、東京都の補助金がどういうスキームになるか回答を待っていた段階だったので、このタイミングで申し訳ございません。

中嶋委員

多分、認可保育園で3園しか手を挙げていない状況があって、どれくらいの補助金があって、職員を雇用して、取り組んでいけるかということを事業者はそれなりに考えてきたと思います。

それが、この項目が入っていない表しか今まで見ていないので、これが入ってしまうと、職員を雇用した分はここで見てもらえると

なるんですけども、上限は決まっているので、基本的には、事業をやっても、事業者の努力分というのが何もないんだなという感覚になってしまうんですけども。

樋口私立保育園課長

本補助金があっても、この事業で実際かかった経費ととんとんになるので、それ以上の部分が出ないということかと思いますが、これとは別に利用者の利用料というのがありますので、利用料部分については、これは純粋な事業者の収入になるところではあります。

実際、今1時間300円という設定で、都の補助を使って無償化しますよということになりますので、現場でお金を取ることはないですけども、その分は区から補助金として事業者のほうに利用料相当分が入ることになると思います。

中嶋委員

当初は、この補助基準額があって、最初、その上にある基本公定価格、主な加算額、それを引いたものを、区が300円無償化するので、利用者の負担額がないわけですよ。

私、何か違うこと言っている。

齊藤保育・入園課長

合っています。

中嶋委員

事業者はこのことを伝えていないで募集をしておいて、今この文章を加えるのは、事業者にとって、とてもびっくり仰天な話になっているはずで、いかがなものかなと思います。

樋口私立保育園課長

確かに、事前に事業者の方には詳細をお知らせしていなかったというのは、そこについて、おわびいたします。

ただ、どうしても都の補助金を活用した事業というところでは、東京都の予算要望等があつて、なかなか詳細が示されていなかったというところがありましたので、そこまで細かいところは説明できなかったという状況でございます。

楠山委員

説明会でもなかったですか、この話は。

中嶋委員

なかった。

楠山委員

この文章が入ったことによって事業者の収入が増えないというイメージですか。努力分がインセンティブとして乗るようなイメージをされていた事業者が多いということでしょうか。

中嶋委員

下の基準額だけだったら、104日以下であれば832万円ということでしたよね。でも、例えば人件費が450万で、その他のいろいろが500万かかったとしたら、500万しか入らないということですよ。

樋口私立保育園課長

今の計算ですと、上限が832万を超えていますので、上限である832万までは出るということになります。

人件費と備品と、もろもろかかった経費が上限に達さなければ、そこまでの金額になってしまいます。

中嶋委員

そういうことですよ。それじゃ、誰も手挙げないですよ。

楠山委員

事業者の方々は、上限ではなく定額というイメージだったのでしょうか。

中嶋委員

もうアスタリスクのこの基準額しか示されていなかったもので、多分100日ぐらいいくだろうから、これくらいだねと行って、そうすると、例えば人件費のほかにお金がかかったとしても、800万あれば何とか賄えるかもしれないよねという……

楠山委員

私が言うのもあれですけども、運用の方法として、必要な経費は832万までは出るので、そこの経費を積んでいって、必要な分だけ補助がでるという整理をしていただければいいのかなと思います。

人を増やすのか、臨時職員を入れて対応するのか、備品を買うのか、やり方までは何とも言えませんが……。

中嶋委員

でも、説明の段階でなかった文章を今入れて、今後これでやっていきますというのは、事業者に対して、ちょっと違うんじゃないかなと思います。

なので、改めて事業者にきちんと説明して、手を挙げていたのが下ろす事業者も出てくるかもしれないし、それはそれで、きちんと受け止めてください。説明が途中で変わってくるというのは、やっぱり駄目です、行政として。

齊藤部会長

説明が変わってしまったんですか。それとも、都のスキームが出てきて、これを出さざるを得ないという、タイミングが遅くなったのでしょうか。どちらですか。

樋口私立保育園課長

今おっしゃった後者のほう、東京都で詳細が決まらなかったという部分が、この要因になると思います。

齊藤部会長

説明をしていたのを、覆って違う情報が今のタイミングで出てきたわけではないということですかね。

中嶋委員

でも、もし決まっていなかったら、もっとそこで、まだ全然決まっていないです。ひょっとすると、こういうふうになるかもしれません。ああいうふうになるかもしれませんというリスクのところは説明しておくべきじゃないですか。

樋口私立保育園課長

私、認可保育所を担当しているんですけども、各園の説明の中では、都の補助内容については未定の部分があるので、こういう予定で考えていますという御説明をさせていただいています。これが確定ですという御説明まではさせていただいていないという状況ではございます。

中嶋委員

こども誰でも通園制度の利用料の無償化の審議会の中では、もう決定という形で、この今の2行がないままで決定されました。その後の事業者説明会でも、この2行はなかつ

たです。私が覚えている限りなので、間違っていたらごめんなさい。

今出てきて、それでいいんですか。

楠山委員

上限という表現はって入っていなかったですか。

中嶋委員

この補助基準額の上限は入っていましたよ。これは入っていました。

楠山委員

上限とあれば、補助基準額の全額ではなくて、基準額と必要な経費を足した部分とを比較して、低い方になるのが一般的なイメージですけれども。

それで、こういう細かいことは説明していなかったのかもしれないですね。

中嶋委員

私、担当課長にも部長にも、これって例えば50日でもこの金額なんですかと確認したら、この金額ですとおっしゃいました、2人とも。

楠山委員

50日でもその金額です。だから、1日でもということだよな。

樋口私立保育園課長

1日でも、上限としてはその金額が設定されています。

楠山委員

104日以下の上限なので、50日でも832万、100日でも832万だし、極端な話1日でも832万です。

中嶋委員

私の認識が違っているのか、それとも正しかったのか、どうなのか分からないんですけども、ちょっと違うなって感じます。

齊藤部会長

もしかしたらきちんと理解されていない他の事業者の方もいらっしゃるかなと思いますので……。

中島子ども政策課長

先ほど中嶋委員から足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会のお話をされていたと思います。

この資料の中では、年間受入れ日数に応じた補助上限額ということを明確に明記させていただいて、104 日以下については当時 796 万 8,000 円という金額でしたが、こういう提示をしております。

中嶋委員

この 2 行は入っていましたか。

中島子ども政策課長

その 2 行は入っておりませんが、あくまでも上限ということを記載させていただいています。

ですから、必要な経費がかかった分についてはその上限までということになります。事業者が負担をしているか、していないかでいうと、その上限までは、別途負担をする必要はないということです。

当時から若干の金額変更があり、内容が東京都から示されたので、今回お話をさせていただきました。

齊藤部会長

ちょっとややこしいところがたくさんありますし、それから情報が進む中で、新たに提示されたということがあるみたいですので、手を挙げてくださった事業者さんには、また再度の丁寧な説明をお願いできればというふうに思います。

ありがとうございました。

小谷委員。

小谷委員

40 ページと 41 ページのところの学童保育の入室申請受付状況というところを伺いたいんです。

まず、区直営ということは、今住区センター等がやっているのが、区直営ということでしょうか。

久保田学童保育課長

学童保育課長です。

区の直営というのは、住区センターではなくて、区が雇入れをしている会計年度職員が実際に従事しているところが 4 か所あるということです。

小谷委員

ということは、保育士さんや会計年度職員を雇ってという形になる。独自のシステムということになるんですね。

久保田学童保育課長

区立学童の中には、こういった直営のところと、住区センターにお願いをしていただいているところと、あと、保育事業者に指定管理や業務委託でいただいているところの 3 種類ございます。

小谷委員

もう一点が、医療的ケア児の受入れという

ことで、小学校と保育園について、かく痰吸引と胃ろう、あと導尿と血糖の4つをやっていらっしゃって、そういうお子さんは受け入れていると思うんですが、今回血糖のお子さんだけを受け入れるというのは、逆に言うと、そこまで受け入れる体制が整っていないのか、それとも保護者の方が遠慮されているのでしょうか。

もしかしたら、学童ではなくて、放課後等デイサービスでそういう医療的ケアをやる施設を造るべきなのではないかと思ったりもしたのですが、そのあたりの医療的ケアのお子さんに対する区の考えを聞かせていただきたいのですが。

久保田学童保育課長

どういう医療的ケアが必要かは、お子さんによって違ってきます。今回は15人のうち、ちょうど小学校に上がるタイミング、なおかつ就労等により御家庭での保育ができないということで、たまたまお二人とも血糖値のケアが必要だったということになります。

放課後等デイサービスは、障害等のある子どもに対しての療育を目的にしているところでもありますのでそれぞれの目的ごとに必要な数、整備して利用いただくのが一番いいと思いますが、学童保育室については何でもかんでも、どこでも受け入れられるという体制には、残念ながらなっていないので、個別にその方の症状と受け入れられる場所ですとか、受け入れるための準備など、調整をしながら進めていきたいと考えております。

小谷委員

この訪問看護師というのは、区の紹介とか、どのような提携で看護師が入っていくのでしょうか。

久保田学童保育課長

こちらの看護師については、訪問介護の事業所と区が契約をしており、小学校にも派遣をしております。

小谷委員

その事業者さんが学童にも行くという形なんです。

久保田学童保育課長

学童にも行くという形になります。

小谷委員

分かりました。ありがとうございました。

齊藤部会長

高祖委員。

高祖委員

高祖です。2つです。

特別延長保育というところで、働く親としてはとても助かることなんですけれども、ただ、子どもの側としては集団でいる時間が、どんどん長くなっていて、足立区で早朝開門は絶対しないでほしいというふうには個人的には思っております。

こども家庭庁にも、そういう方向性じゃないですよと直接確認しているのですが、保護者にとって助かるということは、もちろんだし、そこを無視する必要はないんです。ただ、足立区からのメッセージとしては、どんどん親の働き方に合わせて子どもの負荷を大きくするというような方向に行ってしまうないように、心がけていただきたいというのが1つです。これは意見です。

あと、もう一つが、学童保育の入室申請のところで、申請者が6,200で、可能数が6,000ちょっとなので、170人ぐらい入れない子た

ちがいるということになると思います。この子たちに対してのフォローやサポート、放課後子ども教室の案内や、個別にそういうきめ細やかな対応をしていただきたい。

あと、これも地域差があると思いますが、学童の新規開設みたいなことや、小学校内の拡大を目指すと書いてありますが、働いていなくても働きたい親は、どんどん比率として増えているので、ぜひ長期的な目でその整備を行っていただければと思います。

以上です。

齊藤部会長

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですかね。

では、情報連絡事項に入りたいと思います。

情報連絡事項について質疑の時間を設けさせていただきますので、情報連絡事項の中での御意見や質問ありましたら、この場でお受けしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

高祖委員

すみません、高祖です。度々申し訳ないです。

学童保育の業務委託のプロポーザルというところですが、埼玉県でも、問題になっていたりしますけれども、今までNPOなどの地域の団体が運営していて、とてもいい反応をしてくれたと。そこにプロポーザル、業務委託で大手企業がいきなり入ってきて、職員の方が大量に辞めてしまい継続性が保たれないという、子どものいる環境としての基準が保たれにくいということで、幾つか問題になっているところもあるようです。

実際にここに書いてある業者さんがどうこうということではないんですけれども、区として、もし委託業者が替わる場合は、通っ

ている子どもたちが安心して、そのまま継続して通えることが一番だと思いますので、スムーズに移行できるよう、丁寧に御対応いただきたいという要望です。

齊藤部会長

他にはいかがでしょうか。

小谷委員。

小谷委員

今の意見に近いのですが、50 ページの施設評価のところ、新田さくら保育園の指定管理者ライクキッズ株式会社の評価が低くて、そのライクキッズをネットで検索すると、いろいろとがっかりすることや、職員の人のどうのこうのみたいな感じで、あんまりいい評価が書かれていなかったのですが、実際に評価の点数が低かったという具体的なこととかがあれば、ぜひ教えていただきたいなと思っています。

現状維持ということなので、何か会社の中でもめているのではないかと、いろいろ心配なところがあり、ほかより評価が低いところが気になります。ぜひ詳しい状況を教えていただければと思います。

樋口私立保育園課長

私立保育園課長、樋口です。

新田さくら保育園、一番低い評価ということで、大きな要因としては、特に中がごたごたしているというところではないのですが、衛生管理の部分や、保育室内の安全管理がしっかりされていないということが評価委員から指摘されています。その部分で評価が下がったところが大きいと思っております。

ただ、弁護するわけではないのですが、昨年はもうちょっと低かったので、少しずつ改善されてきていると思っています。確かに、

ほかと比べて低いので、新田さくら保育園については、区からその都度指導していきたいと、そういう状況でございます。

小谷委員

何年契約とか、どういう形式の委託になっていますか。

樋口私立保育園課長

事情によっては短い場合もありますが、保育園の指定管理は基本的に10年間でやらせていただいているところです。

小谷委員

この園はどれぐらいやっつけいらっしゃるのですか。

樋口私立保育園課長

申し訳ないです、今資料がないので正確ではありませんが、3年ぐらいやっつけるところでございます。

小谷委員

じゃ、これからまだ改善の余地はある。

樋口私立保育園課長

そうですね。改善するように努めていきます。

小谷委員

分かりました。ぜひよろしく願います。

齊藤部会長

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですかね。

では、御意見ほかになさそうですので、これにて議事を終了させていただきます。貴重な御意見ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

中島子ども政策課長

齊藤部会長、ありがとうございました。

最後に事務局から5点ほど連絡事項がございます。

まず、1点目です。

次回の日程につきましては、令和8年7月23日木曜日、午後2時から開会いたします。

会場につきましては、毎回変わってしまっ大変申し訳ございませんが、本庁舎8階の特別会議室を御用意しております。

2点目です。

本日の会議録についてですが、こちらは、後日委員の皆様方に送付させていただきます。内容等を御確認いただいた上で、誤り等がございましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。

3点目です。

本日お車でお越しいただいた方については、駐車券を用意しておりますので、お帰りの際、出口に職員が立ちますので、お声がけいただければと思います。

4点目です。

本日お配りしている閲覧用の計画につきましては、そのまま机の上に置いていただければと思います。

最後になります、5点目です。

今の任期につきましては、子ども専門部会における議題は、本日をもって全て終了いたしました。

部会員の皆様におかれましては、福祉管理課を通して、改選の手続を改めて進めさせていただきます。

また、関係団体推薦の特別部会員の皆様におかれましては、各団体への推薦依頼をさせていただきます。

そして、子育て当事者の委員の皆様につき

ましては、別途継続の御意向を確認させていただき予定となっておりますので、よろしくお願ひします。

追って事務局より御連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、ここで1点、大事な御報告がございます。

齊藤部会長におかれましては、平成29年度から特別部会員として、そして平成30年からは本部会の部会長として、約9年間という長きにわたり、多大なる御尽力をいただきました。ありがとうございました。

本日の会議をもって御退任いただく運びとなりました。常に公正かつ円滑な議事運営に努めていただいて、事務局一同、本当に心より頼りにしておりましたし、これまでの指摘につきまして、感謝申し上げます。

それでは、最後に、齊藤部会長より皆様に御挨拶をいただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

齊藤部会長

すみません、少しだけお時間をいただきます。

足立区と関わって10年ちょっとになるかなと思ひますけれども、それまで全然御縁がなかったんですけれども、当時勤めていた大学に当時の部長さんから直に電話がかかってきまして、私が書いたものを読んでくださっていて、ぜひ足立区に関わってもらえないかというふうに声をかけていただいたのが始まりです。

そこから現場を一緒に回らせていただき、様々な支援とともに、少し御一緒させていただいて、今に至るかなと思ひますけれども、これだけ御縁が続いたのは、本当に最初から、とにかく足立区の保育の質を上げたいとい

う、すごい強い思いが事務局の方々にありまして、それがひしひしと私には伝わってきていたので、私がやれることは御一緒させていただきまして、こういう形で10年御縁が続いたかなと思ひます。

今も、そういう熱意みたいなものや、一人一人の、現場に対しても、子育て家庭に対しても、本当に誠実に対応しようとするそのお気持ちというか、それがどこの自治体でもあるかと言われると、ちょっと私ははてなが飛びます。

なので、足立区と関わらせていただいた理由は、そこが一番私としては大きいなと思ひます。今回、部会長を退きますけれども、恐らくほかのところでも、また区と御縁があって、皆様とお話をしたり、現場と関わらせていただくことになるかと思ひますので、またどうぞよろしくお願ひいたします。

また、後任の部会長ですけれども、小谷委員が長く特別部会員をされているということで、私の役割を引き継いでいただければありがたいと思ひているのが1つと、あと、必要な事務処理については、事務局に一任するという形でよろしくお願ひいたします。

中島子ども政策課長

ありがとうございます。

齊藤部会長につきましては、子ども施設指導・支援課と密接な関わりがございます。これで終わりじゃないということと、これからも御相談に乗っていただきたいということをお前提に、今回は御退任という形ですが、これからも足立区に御尽力いただければありがたいと思ひています。長きにわたり、本当にありがとうございます。

齊藤部会長からいただきました後任のお話についてですが、正式には7月の足立区地域保健福祉推進協議会の場で決定というこ

とになります。長らく特別部会員として御尽力いただいている小谷委員に部会長をお願いしたいと事務局としても考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

必要な事務処理につきましては、適切に対応してまいりたいと思います。

小谷委員、もし意気込みがあれば……。

小谷委員

日頃は、大学の学生たちが大変お世話になっております。

私自身は足立区に今住んでおりまして、本当に密接しておりますので、住民の立場で、また、もう子どもは大きいですが親の立場から、いろいろ関わればなと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

中島子ども政策課長

どうぞよろしく願いします。

皆様も、これからもどうぞよろしく願いします。

それでは、本日の議事進行は全て終了いたしましたので、子ども支援専門部会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。